

成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が、自分らしく安心して生活が送れるように、ご本人の財産や権利を保護し生活を支援する制度です。

正しい判断ができなくて、だまされて高額な買い物をしてしまう。

物忘れがひどくなり、お金の管理に自信がない。

一人暮らしで頼れる人もいない。認知症や病気になったときのこと

が不安です。

成年後見制度はどうやって利用するの？

障がいのある子の親なき後が心配。

ご心配になったときは
まずはご相談ください

離れて暮らす親が、福祉サービスの手続きや契約が、とどこおるようになった。



わのうちちょうせいねんこうけんしん
輪之内町成年後見支援センター

せいねん こうけん せい ど しゅるい ないよう
 ◎成年後見制度の種類と内容

しゅ 種 類	にんい こうけん せい ど 任意後見制度	ほうてい こうけん せい ど 法定後見制度		
		ほ 補 助	ほ 保 佐	こう 後 見
たいしようしゃ 対象者	しょうらいそな 将来に備える方	はんだんのうりょく 判断能力が ふじゅうぶん 不十分な方	はんだんのうりょく 判断能力が いちじるふじゅうぶん 著しく不十分な方	はんだんのうりょく 判断能力が 欠けているのが 通常の状態の方
しえんないよう 支援内容	はんだんのうりょく 判断能力が あるうちに にんい こうけんにん せんてい 任意後見人を選定	いちぶけいやく 一部の契約・ てづきとう 手続等の どうい 同意・取消や代理	さいさんじょう 財産上の じゅうよう 重要な契約等の同意 ・取消や代理	すべての契約等の たいり 代理・取消 にちじょうせいかつ ※日常生活に かん 関する行為は除く
こうけんにんとう 後見人等 ひと になる人	じぶんえらひと 自分で選んだ人を にんい こうけんにん 任意後見人に することができる	かていさいばんしょ 家庭裁判所が補助人、 ほんにんしんぞく (本人の親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者、 ふくしきんかいほうじん たほうじん 福祉関係の法人やその他の法人)	ほじょにん はさにん せいねん こうけんにん せんにん か た だいさんしゃ た ほうじん た ほうじん	せいねん こうけんにん せんにん か た だいさんしゃ た ほうじん た ほうじん

にんい こうけん せい ど
 ◎任意後見制度



しょうらい はんだんのうりょく じゅうぶん
 将来、判断能力が十分でなくなった場合に備えてあら
 ほんにん えら ひと にんい こうけんにん
 かじめ本人が選んだ人（任意後見人）に代わりにしても
 き こうせいしょうよ
 らいたいことを決め、公正証書で契約（任意後見契約）
 をしておきます。

ほんにん はんだんのうりょく じゅうぶん
 本人の判断能力が十分でなくなった時に、本人・配偶
 しゃ よんしんとう いない
 者・四親等以内の親族・任意後見人になる人が家庭裁判
 しょ もうした
 所に申立て、任意後見人を監督する人（任意後見監督
 にん せんしゅつ
 にんい こうけんけいやく
 人）が選出されてから、任意後見契約が始まります。

ほうてい こうけん せい ど
 ◎法定後見制度

にんちょう ち てしょう せいしんじょう
 認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能
 りょく じゅうぶん
 力が十分ではない方が不利益にならないよう、後見人を
 えら ほうりつてき
 選び法律的に支援します。

かていさいばんしょ
 家庭裁判所が本人の判断能力に応じ、「補助人」、
 ほさにん
 「保佐人」、「成年後見人」を選任します。なお、成年
 こうけんにんなど
 後見人等は、親族のほか弁護士、司法書士、社会福祉
 ししゃかいふくし
 士、社会福祉協議会等の法人からも選任されます。



◎成年後見制度を利用するまでの流れ

任意後見制度

契約内容を決める

任意後見人になってくれる人を選び、お金の管理や生活について、代わりにしてもらいたいことなどを決めます。

公証役場で任意後見契約を結ぶ

公証人に公正証書を作成してもらい、任意後見契約を結びます。公正証書の内容は、東京法務局で登記されます。

- 公正証書作成の基本手数料
- 登記手数料
- 法務局に納付する印紙代

本人の判断能力の低下

判断能力の低下によって、あらかじめ結んでおいた任意後見契約について支援してもらう必要が生じます。



家庭裁判所へ任意後見監督人選任の申立て

- 申立書
- 本人の戸籍謄本
- 任意後見契約公正証書の写し
- 診断書

任意後見監督人選任

家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、任意後見契約の効力が発生し、後見が開始されます。

法定後見制度

資料準備

家庭裁判所で申立て一式を入手します。

申立て

書類を揃えたあと、本人の住所地の家庭裁判所に申立てます。

- 申立書
- 診断書
- 申立手数料
- 登記手数料（収入印紙）
- 郵便切手
- 本人の戸籍謄本

調査・鑑定・審理

家庭裁判所の調査官が後見人の候補者に会って事情を確認します。

また家庭裁判所が医師に精神鑑定を依頼する場合もあります。

（鑑定費用が別途必要）

審判

家庭裁判所が本人の類型と後見人を選任して、支援内容が決まります。

審判の確定

確定後、東京法務局で後見が登記されます。

成年後見制度についてのお問い合わせ

成年後見制度の利用や申立てについてのご相談

◎輪之内町成年後見支援センター

◇輪之内町役場

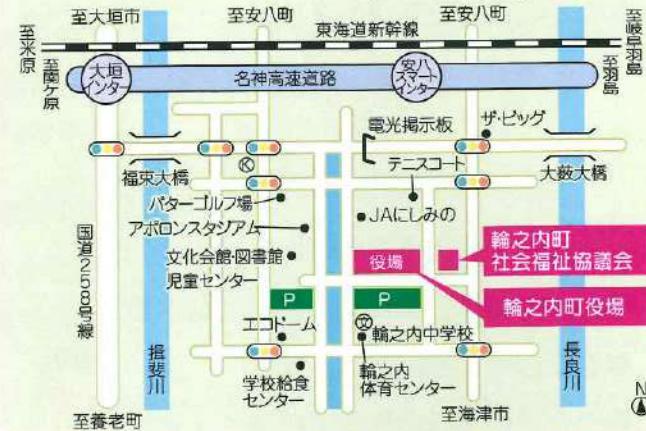
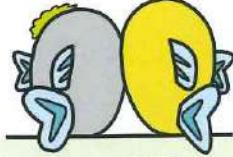
場所：輪之内町四郷2530番地の1
電話：0584-69-3128 (福祉課)

0584-69-3111 (代表)

時間：午前8時30分～午後5時15分
土日・祝日・年末年始除く

◇輪之内町社会福祉協議会

場所：輪之内町四郷2537番地の1
電話：0584-69-4433
時間：午前8時30分～午後5時15分
土日・祝日・年末年始除く



法的トラブルで困った時のお問い合わせ

◇日本司法支援センター（法テラス）
0570-078374 (ナビダイヤル)
03-6745-5600 (IP電話からは)
<https://www.houterasu.or.jp/>



任意後見契約について

◇日本公証人連合会または全国公証役場
03-3502-8050
<http://www.koshonin.gr.jp/>
大垣公証役場
0584-78-6184



成年後見登記に関する申請等について

◇法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/>



成年後見制度の申立てや手続きのご案内

◇裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）
<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/>
岐阜家庭裁判所大垣支部
0584-78-6184

